1975年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582−4419

政策資料

No.287 《復刊182号》 1990年8月1日

巻頭言　温井　寛 ……1

〈特　集〉

日本の安全保障に関連して

○ヒューストン・サミットに当たっての申し入れ（委員長） ……2
○ヒューストン・サミットについて（談話）……3
○日米安保条約改定30年を迎えて（談話）…4
○わが国の安全保障政策の抜本的再検討を求める緊急申し入れ ……5
※米軍機超低空飛行問題全国調査報告

〈資　料〉

○第八次選挙制度審議会での意見表明……10

〔税制問題〕

○共同談話（消費税法廃止法案等四法案提出者）…15
○談話（消費税廃止法案に関して）……16
○衆議院本会議での「廃止」賛成・「見直し」反対討論の内容……17
○消費税問題に係る国会での取組み（中間報告）……19
参考資料　税制問題等に関する両院合同協議会要綱 ……20
○「育児休業法案」提案理由説明（参・社労委）……21
○四党共同育児休業法案に関する説明……22
○福島第二原発に関する申し入れ……26
○申し入れ（戦争責任と教科書問題に関する）……28
○談話（土地税制に関して）……30
○自然環境保全及び林業・林産業・国有林野事業の活性化に関する決議……30
○'90年産生産者米価等に関する申し入れ…31
○平成2年産生産者米価等に関する申し入れ……32
○日米構造協議最終報告に関する談話……33
○要望書（女性の地位向上に関して）……34

日本社会党政策審議会

巻頭言

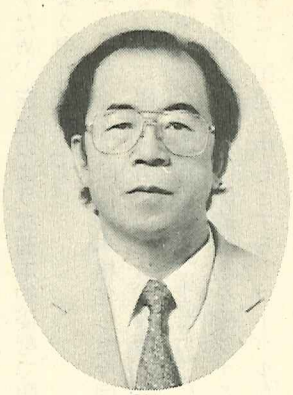

理想と現実、そしてプロセス

温井　寛
政策担当中央執行委員

去る四月の全国大会のスローガンは「政権を担う党へ」であった。六〇年安保闘争直後の「護憲・民主・中立の政府」いらい、絶えて久しい言葉である。参議院の与野党逆転という政治状況を背景に、シャドー・キャビネット（影の内閣）の基盤をどのように構築するかの検討も始まっている。

政策は政党の生命線である。政策が動揺を繰り返したり、原則論や理想論に終始していたのでは国民の信頼は得られない。むろん結党の原点を見失えば、その政党の存在理由が問われかねないが、情勢の発展や条件の変化の中で、政策の見直しは常に必要となろう。理想と現実の調整、そしてそこに至るプロセスを具体化する政策論の展開が不可欠だ。

社会党が政権を語る場合、一般的に長年にわたる自民党政治の現実から出発せざるを得ない。そして、自民党に代わる政治をめざすのであるから、いまの自民党以上に理想と現実の〝はざま〟で苦脳することになる。また政権党とは支持基盤の拡大が前提であるから新旧議員、新旧支持層の間の政策調整も新たな問題として派生しよう。

例えば、「新宣言」が基本政策目標として掲げる「非同盟・中立・非武装の実現」の問題である。この基本政策は憲法とともに生きてきた社会党の当然の政策的帰結であるが、新安保から三〇年、自衛隊発足から三六年という歴史の重みからして一朝一夕に解消できるものではない。といって「維持・存続」では自民党政治と変わりばえがしない。

要は基本政策目標に接近する政策的努力、言いかえれば憲法の内実に向けて現実を段階を追ってどのように変えていくのかという政策の具体化が迫られているのである。かつて〝石橋四原則〟が示されたが、マルタ会談以降の冷戦構造の崩壊という戦後の世界秩序の激変は、そうした条件を全面的に見直す契機となろう。しかも、その見直しは政権党としてのアプローチであるから、すぐれて現実性が求められることになる。

同様のことは、日本とアジアの平和と安定に密接にかかわる近隣外交についても指摘できよう。自民党政府の場合は、日米安保体制の枠の中で、いわば思考停止状態でも対応が可能であったわけだが、社会党にはそれを超える政策提起と外交努力が求められる。

日米両政府の中国敵視政策のもとで、井戸を掘った社会党の役割りは極めて大きいが、新しい時代における日中協力関係の具体化は今後に残されている。ソ連脅威論が後退する中での日ソ関係のあり方、とりわけ歴史的に正当性をもつとはいえ、全千島返還要求にいつまでも固執していてよいのかどうか。韓国と朝鮮民主主義人民共和国との均衡ある関係という場合の具体的な政策展開など、「政権を担える党へ」の課題はまさに山積である。

闘いの歴史の情念は大切にしたい。だが、政権党としての政策は現実をしっかり見据えるところから出発しなくてはならない。

（ぬくい・ひろし）

特集

日本の安全保障に関連して

ヒューストン・サミットに当たっての申し入れ

一九九〇・六・二八

二一世紀を前にした九〇年代初のサミットであるヒューストン・サミットへの出席に際しては、世界的な軍縮と相互協力という新たな時代認識のもとに、国際社会に占めるわが国の地位に相応しい世界への積極的な貢献を果たすため、左記のような基本的姿勢で臨まれるよう申し入れます。

一、ニューデタント時代が本格化した今回のサミットに臨むに当たっては、人類の平和と繁栄、共生の国際新秩序の確立に向けて、先進諸国の新たな国際的役割を確認するとともに、国連を中心とするグローバルな支援と相互協力を基本にすること。サミットの主要テーマである東欧・ソ連への支援に対してはこの観点で協力を積極的に推進するとともに、冷戦時代の遺物ともいうべきココムについては、その撤廃に向けて一層の大幅な緩和を図るよう提起すること。また、中国に対しては、人権尊重を強く求めつつ借款の再開にイニシアチブを発揮すること。

一、東アジアにおける平和のための信頼醸成措置についてのテーブルの設置を、日本が積極的に提起し、その実現に努力すること。したがって、朝鮮半島の緊張緩和がアジアにおける平和に果たす役割の重要性に鑑み、南北双方の対話と和解をめざし、いやしくも日本が平和的・自主的統一を妨害しないという立場を明らかにすべきである。また、朝鮮半島の非核化のための提起を行うこと。

一、世界の軍縮の潮流をふまえ、世界第三位の軍事費を来年度予算において凍結し、計画的削減を図る積極的な軍縮の態度を表明すること。また、わが国の国際的貢献の具体策として、ODAの質量両面の拡充とシステムの改革、途上国への資金還流、内外の森林資源の保護・育成をはじめ地球的規模での環境保全のために力をつくすこと。

一、農業の特殊性、多様な役割を重視し、国会決議に基づいて「コメの市場開放は行わない姿勢を堅持すること。基礎的食糧の国内生産の維持と国境調整措置は必要であり、公正なガットの協定による輸入国と輸出国の農業の共存を強く主張すること。

一、日米構造協議に関連して、引き続きわが

国が公正で、世界に開かれた社会をめざすよう努力することを明らかにすること。問題の公共投資についてはインフレを抑制しつつ、先進諸国に著しく劣る下水道や住宅、公園・緑地などの生活関連の社会資本はもとより、環境、福祉など、新しい公共財の拡充・整備を中心に福祉型日本の社会づくりをめざすことを内外に明らかにすること。

一九九〇年六月二八日

日本社会党中央執行委員長　土井　たか子

内閣総理大臣
海部　俊樹　殿

一九九〇・七・一二

ヒューストン・サミットについて（談話）

日本社会党政策審議会
会長　伊藤　茂

一、二一世紀を前にした九〇年代初のサミットであるヒューストン・サミットは、政治宣言と経済宣言を採択し幕を閉じた。今回のサミットはソ連・東欧など激動する情勢に対応し、民主主義と人権、核拡散の防止と環境保護など人類の平和と繁栄、共生の国際新秩序確立の道筋を模索する歴史的な会議となった。とくに、この宣言が先のNATOのロンドン宣言の方向を引継ぎ、昨年までの「ソ連の脅威論」に替わり、東西協力と経済面でのソ連・東欧支援をうたいあげたことは国際緊張の緩和に大きく寄与するもので高く評価したい。

一、しかし、海部首相がこのような世界史的な変化の時代認識を欠き、アジア地域での緊張緩和は進んでいないと主張したことは、極めて遺憾である。政府がサミットの二つの宣言の認識に立つならば、日本は自ら防衛費の削減に踏み出すことは当然であり、アジア地域での平和・軍縮の推進のために積極的にイニシアチブをとるべきである。主要テーマであるソ連への経済援助について、日本が北方領土という二国間問題を持ち出して反対論を唱えたのは時代の流れに逆行している。アジアでの緊張緩和の推進のためにも、北方領土問題自体の解決のためにもソ連の経済のニーズに対応した効果的な援助に踏み切るべきである。

一、また、中国への援助再開問題では、事実上日本の援助再開の方針が受け入れられることとなったことは評価できる。今後、中国政府においても一層の民主化、人権擁護のための努力がはらわれることを強く期待する。

一、海部首相は日米構造協議の成果は世界に開かれたものであると協調した。わが国経済の構造調整と一層の内需中心の経済成長を達成するためにも、「最終報告」の誠実な

実効が求められている。とくに、四三〇兆円にものぼる公共投資に関しては、生活文化中心の社会資本充実の観点から、地価とインフレの抑制を前提に、事業費の配分システムの抜本的改革、地方の財源の確保などを図ることが不可欠である。

一、ガット・ウルグアイラウンドの農業交渉問題では、「食糧安全保障についての関心への考慮」が盛り込まれたが、わが国のコメの輸入禁止措置が承認されたわけではなく、コメの市場開放をめぐる問題は依然厳しい。政府は今後とも、国会決議に基づきコメの国内自給に全力をつくすべきである。

一、地球環境保護のため、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減をめぐっては、日米と西欧諸国との意見が対立し、明確な削減目標を決めるまでには至らなかったことは残念である。わが国が「地球環境技術保全センター」への誘致を提案したことは是とするが、熱帯雨林破壊に対する加害国であること等を深く認識し、今後わが国は、率先して国際会議の場などを通じ、より積極的に地球的規模の環境問題への対応を明らかにすべきである。

一九九〇・六・二三

日米安保条約改定三〇年を迎えて（談話）

日本社会党
書記長　山口鶴男

一、本日、日米新安保条約が発効して三〇年目を迎えた。わが党は一九六〇年の安保条約の改定に国民とともに反対した。わが党が新安保条約に反対したのは、これが中ソ両国を敵視する日米軍事同盟であり、国際平和と冷戦の緩和に逆行すること、日本が米ソ超大国の戦争に巻き込まれること―などの認識からである。

その後、現在に至るまで、幸いにも日本が直接、戦火に巻き込まれることはなかったが、ベトナム戦争やプエブロ事件に示されるように、間接的には米国の参戦した戦争にかかわり、幾度かの危険に遭遇したことも事実である。また沖縄県は米国の極東戦略の要石の役割を果たして今日に至ったのである。

いま顧みて、三〇年前の東西冷戦の厳しい国際環境のもとで、わが党と日米安保条約反対請願に署名した二千万国民の選択は決して誤りではなかったと断言できる。

一、しかし、この三〇年のあいだに世界も日本も大きく変わった。世界はいま脱冷戦の新軍縮時代を迎えている。この間、日本は世界の軍縮と平和に十分に貢献できる経済力を持つに至った。これは戦争放棄を誓った日本国憲法のもとで平和と民主主義、自由に撤した国民のたえざる努力がもたらした成果である。日米間の相互信頼の上に築かれた経済協力関係が果した役割が大きかったことも認めることができる。

冷戦時代において、日本には同盟か非同盟・中立かの選択肢しか与えられなかったが、脱冷戦時代を迎え、世界各国間の軍事同盟の比重が低下するにつれ、新しい「もう一つの選択」の可能性が切り開かれてきている。それは「安保廃棄」とも「安保堅持」とも異なって、安保条約の積極面を活用・拡大し、その軍事協力・強化面を徐々

に縮小し質的な転換をめざす「第三の道」の選択にほかならない。すなわち、それは、将来、日米平和友好条約の締結を展望しつつ、政権担当能力のある党としての立場から、安保条約を政治経済協力、国際協力、緊張緩和と軍縮推進の総合的な条約として現実的に運用することである。

一、日米安保条約は「米韓相互防衛条約」「米比相互防衛条約」「アンザス条約」と違い、政治・経済協力が強調されるとともに、民主主義と自由を守る信念が表明され、国連の平和主義と国際協調主義の遵守が誓われている。今日、これらの項目を持つ北大西洋条約は、政治・経済同盟への漸進的な転換を図っており、日米安保条約も幅広い総合的な協力条約に発展させることのできる可能性を秘めている。世界のGNPの四〇%を占める日米両国が政治経済政策面で協調・協力していくことは、世界の安定と繁栄にとって不可欠である。わが党は軍縮への意志を鮮明にしつつ、安保条約の中で明記された政治経済協力を積極的に活用・推進し、日米間の信頼関係をさらに発展させる。

一、イデオロギー対立の時代が過ぎ去り、地球規模の現代的な課題への挑戦が、今日ほど問われている時はない。日米両国は国連を通じて人権、環境、軍縮、開発などの諸課題に積極的に取り組むことが求められている。国連憲章の目的と原則を再確認した安保条約は日米両国が地球規模の貢献と国際協力を推進しうる運用を図るべきである。

一、日米安保条約は明文上、「日本の安全又は極東における国際の平和及び安全」の確保を目的としているにもかかわらず、実際にはこれまで対ソ軍事包囲の手段となってきた。しかし今日、ソ連は合理的十分性の理論に基づき過大な軍備の削減に乗り出し、アメリカも前方展開戦略の見直しと海外基地の縮小に着手している。このように、米ソともに攻撃型の軍事戦略からの離脱を索している中にあって、安保条約もまた撃的要素を取り除き、周辺諸国に脅威をえない安全保障体制への転換を追求しなければならない。

一九九〇・六・一五

わが国の安全保障政策の抜本的再検討を求める緊急申し入れ

いま、世界は米ソ両超大国を中心にグローバルかつ急激に緊張緩和、軍縮の方向に大転換を遂げつつある。

このことは、一九八五年以降の米ソ両国首脳のたび重なる会談の成果もあって、戦後長く続いてきた東西対立の冷戦構造に終止符が

わが党は軍縮新時代に対応した方向での安保条約の見直しについて日米間で誠実な協議を積みあげたい。

一、日米安保条約は、条約本文に規定された事前協議制、交換公文、藤山外相・マッカーサー大使の了解事項などによって、本来、非核を前提にしているにもかかわらず、ラロック証言やライシャワー発言に見られるように「核持ち込み」疑惑は絶えず付きまとってきた。軍縮を目指す上で、武器輸出禁止原則の徹底と非核三原則の遵守は重要である。非核日本を実現するためには「非核立法」の国会決議の実現をめざさなければならない。

一、わが党は二一世紀を展望した「アジア共通の安全保障」を含む新しい安全保障のあり方について、「安全・自衛隊・軍縮委員会」で論議を深めていく。

打たれ、「対話と協調」を基調とする軍縮、平和の時代へと新しい世界秩序が創出されつつあることを意味する。

世界のこのようなデタントへの大転換は、後戻りが許されない決定的な平和と軍縮の時代のはじまりであり、今や、体制の如何を問わず、「軍縮の拡大より経済の充実発展」による国民生活の豊かさとゆとりこそ、人類共通の指標となりつつある。

わが党は、このような新しい国際社会の大変革に伴って、今後のわが国の安全保障と防衛力整備のありを再検討しなければならないと考える。

この際、政府が一環して進めてきた対ソ脅威論を基調とした防衛力増強、日米の軍事協力体制の強化などに徹底的なメスを入れ、国際的デタントに見合う新しい安全保障のあり方を真剣に検討すべきである。

残念ながら、政府には今日の新しい時代に対応してわが国の安全保障の確立を図っていく姿勢がなく、旧態依然として、対ソ脅威論に立脚した防衛力増強路線を堅持しようとしていることは、極めて遺憾である。

大半の国民もわが党が指摘しているのと同様、今なお防衛力の一層の増強、日米の軍事的協力体制の強化を図ろうとしている政府の態度に強い不満と疑念を抱いていることを率直に認識すべきである。

この見地に立って、とりあえず政府が次の事項を充分かつ誠意をもって検討されるよう強く申し入れる。

記

一、国際的デタントに対応してわが国の安全保障政策の転換を図り、関係諸国が参加する「アジア・太平洋平和保障機構」「アジア太平洋軍縮会議」などの設置をめざすこと。

一、防衛力整備のレベル（水準）を現状でひとまず凍結し、防衛力全般について抜本的に再検討すると共に、防衛費の凍結、削減を進めること。

一、防衛庁は従来の攻勢的な戦略に基づいてすでに次期防策定に着手し、さらに新たな正面の「重装備の取得」を計画しているとのことである。これは平和と軍縮の流れおよび国民の期待に背くものであり、少くとも、空中警戒管制機（ＡＷＡＣＳ）、空中給油機、多連装ロケットシステム（ＭＬＲＳ）、イージス艦の追加建造等々の新規装備の取得は、取り止めること。

一、今夏の、全部隊参加による五年ぶりの陸上自衛隊大演習を行わないこと。

以　上

一九九〇年六月一五日

日本社会党中央執行委員長
土　井　たか子

同安保・自衛隊・軍縮政策委員長
上　原　康　助

内閣総理大臣
海　部　俊　樹　殿

一九九〇・六

米軍機超低空飛行問題全国調査報告

日本社会党・米軍機超低空飛行問題委員会

当委員会は、九〇年五月に米軍機超低空飛行問題に関する全国調査を行い、六月七日現在で、以下の調査結果を得た。

1　米軍機超低空飛行による事故・被害等は全

国的に発生しており、一五道県（北海道、青森、岩手、秋田、埼玉、神奈川、静岡、長野、奈良、和歌山、島根、徳島、愛媛、高知、沖縄）に及んでいる。事故の中には、E6Bプラウラーによるケーブル・ワイヤー切断、F16戦闘機の墜落、A6イントルーダー爆撃機と民間ヘリのニアミス、CH53強襲重ヘリの原子力発電所至近への墜落など重大な結果を招く危険性のあるものが多く含まれている。

2　危険な超低空飛行をつづける米軍機は、基本的に、①空母ミッドウェイなどの艦載機②三沢基地のF16戦闘機③海兵隊の航空機④横田基地の輸送機に分けられる。

3　米軍機超低空飛行による事故・被害は、八七年奈良県・十津川、E6Bプラウラーによるケーブル・ワイヤー切断事件によって顕在化し、全国に広がった。六七年～九〇年の

①　事故・被害等は、八七年四二件、八八年二二件、八九年一件、発生している。

②　事故・被害等の件数内訳は、墜落事故七件、緊急着陸五件、ニアミス頻発件、落下物四件（模疑爆弾二件）を始め、人家の窓ガラス破損、家畜などの被害多数が報告されている。

③　爆音等への苦情は一一六二件が関係機関、自治体等へ寄せられている。

④　岩手県での調査では、調査の九一％が墜落への危険を感じている。

4　七八年に日米間で了承された「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）以降、日米共同演習が本格的に開始された。当初は、米空軍と航空自衛隊、米海兵隊と陸上自衛隊間等の、いわば個別的共同演習であった。しかし、八六年に初の統合レベルの日米統合指揮所演習（二月）、初の日米共同統合実働演習（一〇月）が実施され、より実戦的な、従って危険な演習となった。八七年には三沢基地に二個飛行中隊のF16が配備を完了した。八八年には、「ソウル・オリンピック警備」という名目で「日本海大演習」を、八九年には、戦後最大の米大平洋軍総司令部指揮下の「太平洋大演習」（PACEX'90）が実施された。

八六年の実戦的な統合実働演習の翌年、またF16配備完了の年から、米軍機超低空飛行による事故・被害が続発している。

5　米軍機超低空飛行による事故・被害の続発にたいして、関係自治体は超低空飛行等の中止を求めて、日本政府や米国に要請、抗議を行った。関係自治体の、議会での意見書、決議の採択や、陳情書の提出は、八八の県市町村議会、二五の県知事・市町村長等から提出されるに及んでいる。（九〇年三月現在）

6　結　論

①　事故や被害が全国的に広がっており、現在も米軍機超低空飛行が繰り返されている。（九〇年五月徳島、奈良、六月徳島）従って、重大事故の発生は偶発的なものではなく、必然性を持っている、と断言せざるをえない。

②　政府は、かかる事態にあっても「安保条約・地位協定があるので飛行中止を申請しない」という態度を固持している。日本政府は、今後予測される重大事故発生の責任を免れることは出来ない。

③　米軍機超低空飛行問題委員会は、国民の生命・財産、生活を守る立場から、速やかに安保条約・地位協定の見直し・航空特例法改正のために、国民的運動と具体的作業を開始する。

※次ページに調査表

米軍機超低空飛行問題全国調査表

日本社会党・米軍機超低空飛行問題委員会

県　名	年・月	機　種　・　所　属	事　故　・　被　害	自治体の対応
北海道	87・10	F15(自衛隊) 他		
	87・11函館市街	F16(三沢)、FA18(岩国)	民間航路横切りニアミスの危険	87.2に札幌航空交通管制部と米軍間で覚書
	大型ヘリ、C130による半年一度の大規模演習		牧場馬骨折、爆音で飛び出した人多数	
	89・01	F16(三沢)	民間空港・函館空港への緊急着陸	
	89・03	F16(三沢)	自衛隊千歳基地への緊急着陸	
青　森	87・03	F16(三沢)	八戸市沖に墜落	
	89・03	FA18(三沢)	六カ所村核燃料サイクル施設至近に模擬爆弾投下	89.4三沢市長、市議会議長要請書
	89・09	F16(三沢)	六カ所村核燃料サイクル施設至近に模擬爆弾投下	89.6三沢市議会意見書採択
	89・10	F16(三沢)	自衛隊八戸基地に2機が緊急着陸	
	89・10	F16(三沢)	民間空港・青森空港に緊急着陸	
		(調査資料別紙)		
岩　手	88・09	F16(三沢)	川井村に墜落	88.9盛岡市議会意見書採択
	87－88	F16(三沢)(調査資料別紙)		
秋　田	88・09	F16(三沢)	民間空港・秋田空港に緊急着陸(着陸許可なし)	
埼　玉	89・11	C130(横田)秩父・皆野町		県知事、関係機関へ要請
	90・03	KC135 (グァム基地)	エンジンカバー落下	
神奈川	86－90・2までのミッドウェイの横須賀入港状況(調査資料別紙)			
静　岡	浜松て超低空飛行確認			
長　野	87			
	88・09長谷村、大鹿村	FA18、KA6-D、A-6	乳牛の乳てない、乳児泣きだす	88・11県か口頭申し入れ
		(いずれもミッドウェイの艦載機)	老人ホームの老人おびえる	88・11県知事か申し入れ
	88・11長谷村、大鹿村	同上	墜落おそれる住民	88・12長谷村長、大鹿村長、陳情書提出
	(調査資料別紙)	渓谷のダムを目標に攻撃訓練	園児泣きだす	88・12県議会か意見書採択

	89・7-8	A-6(ミッドウェイの艦載機) 推定	のべ14回・21機飛来し、ダム建設資材運搬のヘリとニアミス頻発　爆音94ホンを記録	89・ 9県議会か意見書採択
	90・02白馬村	A-6(ミッドウェイの艦載機)	スキーヤーのいるゲレンデに金属片を落下	90・ 2県が中止要請
奈　良	87・08十津川	EA6 (ミッドウェイの艦載機)	木材運搬用ワイヤーロープ切断	87・8 県知事談話
	88・08	A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機) 推定		88・8 県が中止要請
	90・05	A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機) 推定	4日間で8回、のべ10数機飛来	
和歌山		A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機) 推定		
島　根		超低空飛行の情報のみ		
徳　島	89・08	A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機) 推定		
	89・12	EA6 (ミッドウェイの艦載機)		
	90・01木頭村	A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機)	5回飛来	
	90・02木頭村	A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機)	6回飛来	90・3 県議会か意見書　県も中止要請
	90・05木頭村、阿南	A-6 、EA6 (ミッドウェイの艦載機)		90・5 県知事中止要請
愛　媛	88・06伊方	CH53重ヘリ (海兵航空隊・普天間基地)	超低空て飛来し伊方原子力発電所至近に墜落	88・6 伊方町議会飛行禁止の意見書採択
				88・6 県知事記者会見、要請
	89・06	FA18 (海兵航空隊・岩国基地)	東宇和島沖に墜落	
高　知	(徳島県の例に準ずる)			
沖　縄	88　嘉手納町、沖縄市	F15 (米軍嘉手納基地)	市街地の上空てアクロバット飛行	
	88・10	CH46 (海兵航空隊・普天間基地)	北部山中て墜落	県議会、県知事、当該自治体
	89・03	米軍ヘリ	沖縄沖に墜落	幾度もの決議、意見書
	89・05	米軍ヘリ	沖縄沖に墜落	

＊その他、広島県でミサイル落下事故
＊超低空飛行と関係しない場合は、重大事故でも除外してある。

一九九〇・六・二一

第八次選挙制度審議会での意見表明

日本社会党・選挙制度政策委員会
委員長　佐藤観樹

一、政治改革のあり方と今日までの取組み

1　政治改革の基本

近くは、ロッキード、リクルート疑惑に代表される政・財・官のゆ着の構造が、かつてなく国民の政治不信をひきおこしている。金権選挙、企業ぐるみ選挙といわれる金力と経済的優位性をもった者が、政治を支配し、公平・公正であるべき民主政治の実現をはばんでいる。

国民が求める政治改革の本質は、政治浄化と政治倫理の確立、とりわけ金と政治の関係を断ち切ることが出発であり、いかに金のからない、金が使えない選挙、政治を実現するかが最大の課題である。

2　今日までの取組み

この基本的な考え方にたって、日本社会党は、公明党・民社党・社民連・連合参議院などの諸会派と協力して、以下のような政治改革にとり組んできた。

イ、公選法の改正――選挙民に対し原則寄付行為ができないように政治資金の「出」を規正するための「公選法」の改正を共同提案し、昨年の臨時国会で不十分ながら成立をみた。

ロ、政治倫理法案の提出――政治倫理綱領の遵守を厳しく求めながら、資産・所得の公開をふくむ政治倫理法案を野党四党共同で提出した。引き続きその実現を期しているところである。

ハ、政治資金規正法の改正――政治資金の「入り」についても、政治資金団体を政治家一人につき、一つとし、パーティ規制など総量規制をするとともに、政治資金の公開性、透明性を高めるために、届出金額を引き下げること、企業献金を三年を目途に廃止するとともに、公的助成をおこなう等の「政治資金規正法」の改正を提案して参りました。これも成立に到っていない。

ニ、定数の是正――国民の権利は等しく平等でなければならない。投票価値の平等性を確保するために、昭和六十一年の定数是正の国会決議を実現しなければならないことは当然であり、今日まで、公選法特別委員会でたえず、その履行を自民党に求め続けて参りましたが、自民党が全く誠意を示さなかったことは遺憾である。

ホ、連座性の強化等――選挙で多くの買収・供応事件をおこしても、次の選挙まで裁判を引き延ばし、かつ、候補者自身も次の選挙に平然と立候補できるなどということは、

政治不信を増幅する大きな原因である。連座性の強化や、一定期間の立候補制限など、選挙腐敗防止のための新たな立法措置が、政治改革には必要である。

社会党は、以上のような政治環境の整備こそ、政治改革に緊急不可欠と考えており、選挙制度を変えれば、政治改革の大半が実現するとは考えていない。

二、小選挙区比例代表制「並立案」に対する見解

選挙制度審議会が、選挙制度を並立案に変えようとする論理構成は、次ぎのようなものである。即ち、現行中選挙区制は、個人本位で金がかかり、かつ政権交代がおきにくい。従って中選挙区制はダメで、代るべきは、単純小選挙区制か単純比例代表制だが、どちらも一長一短があり、政権交代がおこり易く、できた政権が安定し、どのような政権をつくりたいか、国民の意志が反映し易く、かつ、民意を表現しやすいのは、この両者をミックスした「小選挙区比例代表制・並立案」がベストというものである。この現状認識の視点と論理には、いくつかの疑問と反論を加えざるを得ない。

1　中選挙区制について

イ、「中選挙区制は、同一政党の候補者の同士討ちで個人選挙となる」について――今次選挙で社会党は、三一選挙区に複数候補をたてたが、組織割、地域割など、党県本部の指導のもとに、組織選挙をおこなっており、対立する自民党の票を減らすべく、選挙運動を展開してきた。個人選挙は、近代的政党になっていない、自民党の派閥体質からくるものである。

ロ、「中選挙区制では、政策論争ができない」について――自民党候補が選挙に際し、政策論争をおこなわないことを棚あげにして、中選挙区制にその責任を転化するのはおかしい。私たちは、複数候補でも政府与党を批判し、提言と主張をのべ、かつ個人の個性も含めて、割当てられた地域・組織で、運動を行っている。

ハ、「中選挙区制では、選挙に金がかかる」について――金がかかるのではなくて、金をかける、金によって地盤の培養をし、議席を維持しているのが現状である。奄美特別区の例をあげるまでもなく、政党本位で選挙区が小さくなれば、金がかからないとはいえない。急ぐべき改革は、買収供応ができない法制度の確立、腐敗行為への責任追求ができる政治風土を作りあげることである。

一九八八年一〇月の最高裁判決でも、中選挙区制の長所を認め、次ぎのようにのべている。「憲法が法律に委任している衆議院議員の選挙制度につき、公職選挙法がその制定以来いわゆる中選挙区単記投票制を採用しているのは、候補者と地域住民との密接な関係を考慮し、また、原則として選挙人の多数の意見の反映を確保しながら、少数者の意見を代表する議員の選出をも可能ならしめようとする趣旨にでたもの」。

以上、みてきたように、自民党の体質、政治行動を是認した上で、中選挙区制を批判しているのは、論理の逆転であり、我々はもちろん、国民も到底容認するところではない。

2　小選挙比例代表制「並立案」を採用する理由について

イ、並立制の理論的、構造的欠陥について

この制度は、比例第一党が、小選挙区制で、過半数の支持がなくても、ほとんどの議席を得ていくので、全く有利であり、比例代表制でも、常識的には、優位な議席を得ることができるという、第一党には二重の恩恵を有する、「過剰代表」の最たるものである。

少数意見は比例代表で吸収できるとしているが、比例代表は本来、その総数が大きいほど、その効果を発揮するのに、あらかじめ四割に圧縮されていては、少数党には、いよいよ不利な仕組みである。

現状にあてはめてみれば、得票率が半分以

下で、総議席の八割を占める可能性のある制度は、民意を議席数に公正に反映させることを求められている選挙制度の根本原理に反し、代議制民主主義の根幹を破壊する自殺行為になりかねない。

ロ、並立制は一つの民意を表明できるのか

並立制では、両制度の結果が大きく異なる場合、国民はどのような政権を選択し、民意を表明できるのだろうか。

小選挙区では過半数の議席でも、比例制では、過半数を大きく割り込んだ場合、一体、国民はどのような政権を選択したといえるのであろうか。小選挙区制と比例代表制という、全く異なった原理による選挙制度を接ぎ木した結果からくる、制度そのものに根ざす基本的な欠陥である。従って、答申はこの選挙制度は良いものというが、世界中どこにも採用されていないことからも分かる。

ハ、政権交代の可能性について

自民党の一党支配が、今日の政治不信、腐敗をもたらしたことを考えれば、最大の政治浄化は、政権交代である。野党第一党としてその責任を痛感し、政権を担える党への飛躍をめざすものであるが、比例代表制より並立制の方が政権交代の可能性が高いというのは、全く論拠をもたない。

並立制での、政権交代がおこり易い例として昨年七月の参議院選挙で、一名区二六議席のうち、社会党と連合が二三議席確保したことをあげているが、比例代表でも、社会党は二〇議席（野党合計三二）、自民党一五議席と、逆転しているのである。小選挙区制の方が、比例代表制より、逆転＝政権交代がおこり易い論証にはならない。

それどころか、比例代表制が導入された八三年には、比例で自民党は一九、野党二七。八六年には、自民党は二二、野党二五と、自民党は過半数を割っているが、小選挙区にあたる一名区の選挙区選挙で、八三年に自民党は二四、野党二であり、八六年には、自民党二五、野党一であった。八三年以来全議席を比例代表制にしていたら、逆転は起きていたのに、小選挙区部分に救われて、逆転が起きていないのである。

アメリカの下院は、完全な小選挙区制だが、五〇年間、民主党が多数派であり、議会内での多数派交代はおきていない。

ニ、連合政権は不安定という見方について

並立制採用の大きな理由の一つに、二大政党を志向し、連合政権は短命で不安定という前提にたっている。

私たちは、連合政権は、社会党単独政権への「過程」と考えていない。「新宣言」でも述べている通り、国民意識の多様化のなかで、「連合は普通のこと」と考えており、政権は最も民意を反映したものの上に、成り立つべきである。

初めから、比較少数の意志を、制度の中で切り捨てることは、多数決原理と、少数意見の尊重という民主主義のルールに反することであり、例え、その選挙制度が、わが党に有利であったとしても、それを選択する考えはない。

また、連合政権を忌避する論者の中には、連合政権は、短命で不安定、国政の発展によくないとの考えもある。しかしヨーロッパ一七カ国の議院内閣制をとる国の五〇年を調べたローレンス・ドットによれば（一九七六年）「単独過半数政権でも、寿命が長いのもあるし、不安定なのもある。連合政権でも、寿命が長いのもあったし、短いのもあった」という、ある意味では極めて常識的な結論を出している。「連合政権は、寿命が短かく、不安定だ」というのは、神話であるということは、ヨーロッパですでに実証的に証明されている。

ホ、議会内の組合わせで政権ができるのはおかしいという意見について

国民は、ある政党に政権を託そうと投票して比較第一党にしたのに（過半数に到らず）、議会内の組合わせで、政権ができるのは、おかしいとの意見もある。

連合政権の場合、選挙前に連合政権を作る用意があると国民に訴えて政策協定を結ぶの

が普通であり、必ずしも比較第一党のみが政権につくとは限らない。

もし仮に、三党がてい立しているような政治状況で、第一党が三五%、第二党が三四%、第三党が三一%の支持率を得たと仮定した時、第一党が政権の座につくのが妥当か、第二・第三党の連合が妥当か（もちろん、政策的一致があることを前提として）、これは、前者が絶対的答えでないことはいうまでもない。

従って、小選挙区制という選挙制度によって、多様な国民意志を切りすて、第二党以下を封じこめるなどということは断じてするべきでない。

こう考察していくと、「並立制」は、自民党永久政権に道を開け、政権交代はむしろおこりにくいと断定せねばならない。

へ、中選挙区制でも政権交代は可能

現行中選挙区制は、六人区一選挙区、五人区四三選挙区、四人区三九選挙区、三人区四二選挙区、二人区四選挙区、一人区一選挙区となっているが、偶数区で半数、三人区で一名、五人区で三名とれれば丁度総定数の半数になる。今衆議院選挙でも、与野党の得票数は、ほぼ同数である。全会一致の国会決議に即して、定数是正すれば野党の努力いかんによっては中選挙区制でも、政権交代はあり得るのである。

従って、野党第一党である社会党をはじめ、野党各党が連合政権に習熟することが、政権交代や政治改革を実現することになると決意している。

3　小選挙区制は金がかからないとの説について

小選挙区制は、面積が狭くなり個人本位でなく、政党本位になるので金がかからなくなるといわれる。

政党本位になっても到底個人的な人間関係をたち切ることは不可能であり、政党本部の公認・支援をとりつけるためにも、派閥に所属したり、世話役活動や地盤培養行為は必要不可欠であり、狭くなればなっただけ少人数が対象になるので、その分だけ交際密度は濃くなり金がかかるのは必然である。

また、個人の後援会活動等もないと、同じ党内の有力者（その地域の首長や県議など）に地盤をおびやかされる心配があり、従来どおり個人的な事前運動は、活発におこなわれるので、金がかからないことにはならない。

この他、過密過疎が偏在する日本で、市郡を原則分割せずに二倍以内の格差で、人口四〇万人の小選挙区を作ることは技術的に不可能であり、区割りの矛盾も噴出しよう。

三、政党への公的助成について

1　政治資金規制法改正の答申案について

従来の選挙制度審の答申は政党本位の選挙を志向する中で、企業献金の原則禁止の方向を打ち出していたが、今回は、政党へ集中することで企業献金容認を打ち出し、自民党の金権体質、財界との癒着、利権と汚職を到底断ちきれるとは思われない。その内容は、寄付枠の上限を現行の二分の一に、パーティ券の購入限度を設定したり、大口購入者公開、政治団体は二つ迄となっているが、到底国民の納得するところではない。私たちは、当面、次項の公的助成が実現するまで、パーティについても三〇万円を超える者の氏名の報告と名寄せを要求し、公開基準も政党・政治資金団体にあっては年間六〇万円超、政治家、その他の政治団体にあっては、三〇万円超に引き下げ、後援会は一つに限るなど金と政治の一層の遮断を要求していきたい。

2　公的助成について

私たちは、昨年の臨時国会に提出した「政治資金規正法」の改正にあたって、三年を目途に企業献金の廃止とともに、政党への公的

助成を提案している。

企業からの献金をなくし、個人献金に切りかえて、清潔な政治をめざすことで、納税者・国民から政党への公的助成も理解が得られてくると私たちは考えている。つまり、公的助成と寄付の限界は相関関係であり、「企業献金の禁止」と「政治活動への公的助成」の同時決着が現実的である。

3　政党法について

政党は、憲法上私的結社ではあるが、その活動の大部分は公的なものである。従って、政党の活動に公的助成措置をとることは国民の理解の得られる範囲内で必要である。

ただ、このことが短絡的に規制的な政党法の制定にいくことを意味しない。基本的には政党中心の選挙制度、政党の法的定義について、憲法の規定との関係を慎重に検討すべきである。

戦後、政党法について、旧内務省案、社会・民主・自由・国民協同の政党法案、自治庁案、細川・矢部私案、自民党・吉村私案などあったが、過去の「政党法案」に示唆されるような、もっとも自由であるべき政党の活動に、国家権力が干渉するような次の事項は考えるべきでない。

A、党員の名簿の公衆閲覧
B、会計帳簿の公衆閲覧
C、政党監査委員会の設置
D、政党監査委員会による政党監査、資料提出命令、立入調査
E、新設政党の党員名簿提出

なお、公的助成に関する政党への会計監査は、公認会計士の監査法人により行い、当然国家公務員並みの守秘義務を課すことなどの検討が必要である。

また、政党法がなくても実現できる院内会派や候補者、議員への公的助成は、早急に拡大すべきである。

A、選挙費用（法定選挙費用内での補助の拡大）
B、調査、研究、立法の費用（現「立法事務費」の大幅増）
C、広報活動の費用（通常および選挙時における新聞、テレビ等の宣伝費の大幅増額）
D、議員活動の費用（秘書、文書交通費の大幅増額）

4　選挙の腐敗行為に対する制裁の強化について

答申に示されている連座制の対象となる者の範囲の拡大や五年間の立候補制限措置等は全面的に賛意を表したい。

これらの措置は、個人本位選挙であれ、政党本位選挙であれ当然実施されなければならないことであり、わが党としてもただちに法制の検討をすすめる決意である。

四、今後の検討すべき課題

私たちは、答申に出された並立制について、賛成することはできないとの立場から、中選挙区制についての一定の評価も致しましたが、政治に対する国民意識の変化の中で、たえず制度の検討は必要であると考えている。

「あるべき選挙制度」を考えるにあたり、まず、以下に掲げる原則が、具体的に保障される制度こそ、国民の全般的な支持と合意が得られるものと確信する。

第一に、国民の多様な考え方を可能な限り正確に議会の議席に反映させ得ること。

第二に、できる限り、死票を生じさせないこと。

第三に、投票価値ができる限り平等であること。

第四に、政権交代を阻害しないこと。

第五に、国民に、制度と投票結果が分かり易いこと。

第六に、候補者の顔が見えること。

これらを総合すると、検討すべき選挙制度は「比例代表制」を中心にすべきであると考える（四月二六日の書記長談話）。

日本的な比例代表制はどのような形態が望

ましいのか。比例代表の投票・議席配分は、全国単位か、ブロック単位か。候補者の名簿は、全国単位か、ブロック単位か。拘束式か、非拘束式か。併用案の場合、超過議席を起こさないために小選挙区はどの位の割合にすべきか。候補者の選考方法はどのようなやり方が民主的か。小選挙区に立候補する候補者は比例代表に名簿掲載できるのか。小選挙区に出ない候補者の選挙運動は、どこ迄認められるか。など十分検討をしていきたい。

その際、十分に考慮すべきことは、選ばれる側の論理だけでなく、選ぶ側、すなわち主権者たる国民の納得と合意の得られる結論を得ることが不可欠である。

このため日本社会党は、広く国民の皆様のご意見を積極的に聴取し、あるべき選挙制度を検討していく決意である。

憲法の規定する二院制のもとにおいては衆議院の選挙制度改正は、参議院の選挙制度の改正と一体のものとして考えなくてはならない。しかるに、政党間の合意も、国民的合意も、欠落したまま、選挙制度審議会が衆院の選挙制度に並立制を導入することを前提にした上で、参院の選挙制度のあり方を問うことについて、私たちは考える立場にはない。当面、参議院選挙区における定数是正、比例代表制における、党派の変更した際の議席の取扱いなど緊急に考えるべきであることを申し添えて、日本社会党からの意見表明を終えたい。

〔税制問題〕

一九九〇・六・二一

共同談話

消費税法廃止法案等四法案提出者

伊藤茂　神崎武法
中野寛成　菅直人
森井忠良　宮地正介
中村正男　元信堯

一、四会派共同提出の消費税法廃止法案はじめ四法案と政府の消費税見直し法案は、本日委員会で採決され、我々の提出法案は否決された。

しかし、五七時間を超える審議において、廃止と見直しの是非はつぶさに議論され、見直し案では消費税のもつ逆進性も税制上の欠陥も解消されないという不合理性が浮き彫りとなり、我々の主張である消費税廃止の正当性が改めて立証されたと確信する。

一、両案については、明日の衆議院本会議で院としての結論が出されるが、たとえ政府の見直し法案が参議院に送付されたとしても、与野党逆転のもとでの参議院において的確な処理が行われるであろう。このことは、政府が現行消費税に欠陥があることを認め、内閣として見直しを公約しているこ

とを考えるとき、極めて重大な事態である。

我々は、衆議院における自民党の多数議席のまえに提出法案が否決されたことを現実のものとして受け止めるが、政府・与党は自らの公約が実現しないという現実より厳しく受け止めるべきである。

一、今後、しかるべき時期、場所で消費税問題の決着と今後の税制改革問題について協議の機会が設けられると考える。

政府が消費税の欠陥を認めながら、しかし政府の見直し案が国会で否決される以上、現行消費税の存続と小手先の見直しはあり得ない。そうした意味において、今後の議論は白紙の状態からなされるべきであることが一層明らかとなった。

一、したがって我々は、提案した税制再改革の基本原則と基本方針に基づき、国民の税に対する公平感の回復を図るため、土地税制をはじめとする不公平税制の是正など国民の信頼と理解の上に立った公正・公平な税制の確立に向け全力をあげる。

一九九〇・六・二二

談話

日本社会党中央執行委員会
委員長　土井　たか子

一、昨年の参議院における消費税廃止関連法案の提出と可決に続く、今回の衆議院における四会派共同の消費税廃止法案の提出及び政府案との並行審議は、わが国の国会史上初の極めて意義あることであり、国会改革、政治改革の第一歩であると高く評価する。

消費税は、租税民主主義に反し、国民の信頼と理解に基づくという近代税制の大前提を否定した大悪税である。しかも、政府の見直し案は、消費税のもつ逆進性、国民が払った税金が国庫に入らないという矛盾と欠陥の解消がはかられず、一部政令への委任や税額表示方式の変更は税の不透明感の拡大などの改悪すらもたらすものである。福祉目的化という表現も何ら実質的な意味合いをもたない。

昨日の各会派発議者の共同談話で示された通り、今回の法案審議を通じて我々の消費税廃止案の正当性が改めて立証されたと確信する。

一、我々が先の総選挙における公約に基づき提出した廃止法案は、衆議院における自民党の多数のまえに否決され、政府の見直し法案が可決された。しかし、与野党逆転下の参議院において審議未了廃案となることは確実である。

政府・自民党が現行消費税の欠陥を認め、その是正を公約し、それを踏まえて提出された見直し案が国会で認められない以上、現行消費税の存続はありえない。したがって、廃止法案が否決をされたことをもって消費税の存続が確定するという考え方は誤りである。

一、ましてや参議院においては消費税廃止法案が可決されており、見直し案が否定される以上、消費税の逆進性、税制上の欠陥を解消する具体策を政府・自民党は改めて国民と国会に提示する義務がある。したがって、消費税の決着は白紙の状態で議論されるべきであり、政府・自民党がとってきた「まず大型間接税ありき」といういう姿勢を改めることが必要である。日本社会党は、矛盾と欠陥に満ちた消費税廃止に向けて今

後も全力をあげる決意である。

一、また、先の政府の税制改革においては不公平税制は何んら是正されていない。土地税制、法人の課税の適正化、所得課税の改善など多くの課題が放置されたままとなっている。提案した税制再改革基本法における基本原則、基本方針に基づく税制改革のやりなおしこそ、今国民から強く求められているものである。

今後、消費税問題に決着がつけられるよう協議機関の設置が予想される。日本社会党は、不公平税制の徹底的是正など国民の信頼と理解に基づく税制を作り上げ、税制に対する国民の信頼を回復することに全力を傾注する。

一九九〇・六・二二

衆議院本会議での「廃止」賛成・「見直し」反対討論の内容

私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました、野党四会派共同提出の「消費税法を廃止する法律案」をはじめとする四法案、そして政府提出の「消費税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案」につきまして、「消費税廃止関連法案」に賛成、「政府見直し法案」に反対の立場から討論を行います。

消費税は、租税民主主義に反し、「国民の信頼と理解」に基づくという近代税法の大前提を否定した大悪税であります。圧倒的多数の国民が、この欠陥と矛盾に満ちた悪税を廃止するよう求め続けているのは当然のことであります。我々、四会派提出の「消費税廃止法案」及び「税制再改革基本法案」は国民の総意に基づくものです。委員会における五八時間にわたる審議において、「廃止」と「見直し」の是非がつぶさに論議されました。政府の「見直し案」では、消費税のもつ逆進性も税制上の欠陥も解消されないことが浮き彫りとなり、我々の主張である「消費税廃止」の正当性が改めて立証されたと確信するものであります。

しかし、昨日、自由民主党の多数の力をもって、「廃止法案」は委員会で否決され、政府の「見直し法案」が可決されました。アメリカの「レーガン税制改革」は、税制改革に当たって、「公平の回復を目指した第二の革命」という表現をもって自らの改革理念を示しましたが、わが国政府・自民党の税制改革は「シャウプ以来の抜本改革」と称しながら、その実態は「不公平」、「不公正」を拡大し、税制に対する国民の信頼を完全に失わせたと言わなければなりません。

この「不公正」極まる消費税を廃止せよ、土地の保有や譲渡、株式譲渡益課税をはじめ、政府がやり残した不公平税制の是正を断行せよという国民要求を無視し、消費税の小手先の見直しをもって、公約違反の大型間接税、欠陥税制の存続を図ろうとする政府・自民党には、この間の政治不信、国民の批判に対し真摯に反省する姿勢がまったく見られなかったと言わなければなりません。国民の失望を思うとき、誠に残念であります。

政府の「見直し案」では、消費税の逆進性は解消されず、国民が払った税金が国庫に入らないという矛盾にも、手がつけられていません。「税額表示方式」の変更も、税金を見えなくするという不透明感の拡大となり、福祉目的化という表現も、何ら実質的な意味合いをもちません。自民党が四会派提出の法律案について批判した、「代替財源が示されていな

い」、「不公平税制の是正の内容が不明確」、「高齢化社会への対応が確立していない」等の主張は、我々の法案に対してではなく、そっくり政府案に対する批判としてあてはまるものであります。政府案こそ国民に背を向けた無責任極まりないものであり、「消費税を廃止し、税制改革のやりなおしを行うべき」という我々の主張が極めて正当であったことは、委員会の質疑で、あますところなく明らかになったと思います。

両案については、この衆議院本会議で、院としての結論が出されます。しかし、たとえ政府の「見直し案」が参議院に送付されることとなったとしても、与野党逆転の参議院の良識のもとに決着がつけられるでありましょう。このことは、政府が「現行消費税」に欠陥があることを認め、内閣としては「見直し」を公約していることを考えるとき、極めて重大な事態であることを改めて強調したいと思います。政府・与党は「自らの公約」が「実現しないという現実」を厳しく受け止めるべきであります。

政府が消費税の欠陥を認めながら、しかし、政府が提出した「見直し案」が国会で認められない以上、「現行消費税」の存続はありえないことであります。消費税のもつ逆進性、そして税金が国庫に入らないなどの矛盾、が政府案によっては解消されないことが明らかとなった以上、政府としては、どうしたらこの国民の要求に応えることができるのか、対応を明示することが必要であります。自由民主党の皆さん、あるいは大蔵省は、野党の「廃止法案」が否決をされれば、消費税の存続が確定するかのごとき誤解をされておられるかも知れませんが、これは大きな間違いです。「見直し案」が認められない以上、政府には逆進性、税制上の欠陥を解決する具体的な提案をなすべき義務があるといわねばなりません。参議院においては、「廃止法案」が可決されているという事実を忘れてはならないのであります。そうした意味において、今後の論議は白紙の状態で行われるべきであり、政府・自民党がとってきた「まず大型間接税ありき」という姿勢を謙虚に反省することが必要であります。

また、先の政府の税制改革においては不公平税制は何ら是正されておりません。土地税制をとりましても「大企業の財テク」、「土地投機」への税制上の対応は小手先のものであり、「法人税の課税ベースの拡大」は遅くとも昨年度までに着手される約束でありました。しかし、政府・大蔵省は口を拭ったままであります。国と地方の税源の不均衡、そして大都市と地方の税源の不均衡も放置されたままとなっています。

そうした意味におきましても、我々四会派が提案致しました「税制の再改革」は与野党共同の、全国民的な課題であり、法案に示されている基本原則、基本方針は今後の税制改革の指針を明示したものであると確信します。

日本社会党・護憲共同は、矛盾と欠陥に満ちた消費税廃止に向かって今後も全力をあげるとともに、「不公平税制の徹底的是正」など「国民の信頼と理解に基づく税制」を作り上げ、税制に対する国民の信頼を回復することに全力を傾注する決意であることを改めて表明致します。

最後に、昨年の参議院における「消費税廃止関連法案」の提出に続く、今回の「消費税廃止法案」の提出と政府案との並行審議は、わが国の国会史上はじめての、極めて意義ある快挙であり、国会改革、政治改革の第一歩であると高く評価を致したいと存じます。提出者である伊藤茂君、神崎武法君、中野寛成君、菅直人君並びに森井忠良君、宮地正介君、中村正男君、元信たかし君の八名の御苦労に心から敬意を表するとともに、長時間、真面目に真摯なご審議を尽くされましたすべての議員の皆さんに対し心から敬意を表しまして、私の討論を終わります。

（衆・山花貞夫）

一九九〇・六・二六

消費税問題に係る国会での取組み（中間報告）

日本社会党消費税関連法案
対策プロジェクトチーム

一、意義ある法案提出と審議

日本社会党は、先般の総選挙における公約を誠実に履行するため、今特別国会（一一八国会）に公明・民社・進民連と共同して消費税廃止関連四法案を提出した。昨年の公明・民社・連合参議院との共同による消費税廃止関連九法案の提出と八四時間に及ぶ審議に基づく参議院可決を実現させたのに続き、今回の衆議院における四会派共同の消費税廃止法案の提出及び政府案との並行審議は、わが国の国会史上初の極めて意義あることであり、国会改革、政治改革の第一歩であり、高く評価できる。

二、審議で消費税廃止の正当性が立証

消費税は、租税民主主義に反し、国民の信頼と理解に基づくという近代税制の大前提を否定した大悪税である。しかも、政府の見直し案は、消費税のもつ逆進性、国民が払った税金が国庫に入らないという矛盾と欠陥の解消がはかられず、税額表示方式の変更は税の不透明感の拡大などの改悪すらもたらすものである。福祉目的化という表現も何ら実質的な意味合いをもたない。

衆議院税制問題等に関する調査特別委員会における五八時間にわたる審議において、廃止と見直しの是非はつぶさに議論され、政府の見直し案では消費税のもつ逆進性も税制上の欠陥も解消されないという不合理性が浮き彫りとなり、四会派発議者の共同談話でも示された通り、我々の主張である消費税廃止の正当性が改めて立証されたと確信する。

三、廃止法案否決は政府・自民党の無反省のあらわれ

二一日の委員会において、四会派の廃止関連四法案は否決、政府見直し法案は可決とされ、二二日の衆議院本会議はこれを院議とした。不公正極まる消費税を廃止せよ、土地税制、法人課税をはじめ政府がやり残した不公平税制の是正を断行せよという国民要求を無視し、消費税の小手先の見直しをもって公約違反の大型間接税、欠陥税制の存続を図ろうとする政府・自民党には、この間の政治不信、政府・自民党への批判に対して真摯に反省する姿勢がまったく見られないことは明白である。

自民党が四会派提出の法案について批判した、代替財源が示されていない、不公平税制の是正の内容が不明確、高齢化社会への対応が確立していない等々は、我々の法案に対してではなく、そっくり政府案にあてはまるものであった。

四、廃止法案否決は「存続」決定ではない

政府の見直し法案は衆議院で可決されたものの、参議院に送付され、審議未了廃案とされた。このことは、政府が現行消費税に欠陥があることを認め、内閣として見直しを公約していることを考えるとき、極めて重大な事態である。すなわち、政府・与党は国民に約束した自らの公約が履行できないという現実を厳しく受け止めるべきである。

政府が消費税の欠陥を認めながら、しかし

政府が提出した見直し案が国会で認められない以上、現行消費税の存続はありえない。見直し案が認められない以上、逆進性、税制上の欠陥を解消する具体策を改めて提案する義務が政府に生ずるのである。そうした意味において、野党の廃止法案が否決をされれば消費税の存続が確定するかの見解は間違いであり、衆議院では見直しが可決、参議院では廃止が可決されているという現実を踏まえて、今後の議論は廃止か存続かのいわば「白紙」の状態で行われるべきであり、政府・自民党がとってきた「まず大型間接税ありき」という姿勢を謙虚に反省することが必要である。

五、不公平税制の徹底是正を

また、先の政府税制改革においては不公平税制は何んら是正されていない。土地税制をみても大企業の財テク、土地投機への税制上の対応は小手先のものであり、法人税の課税ベースの拡大は遅くとも昨年度までに着手される約束であったが、政府・大蔵省は口を拭ったままである。国と地方の税源の不均衡、そして大都市と地方の税源の不均衡も放置されたままとなっている。

そうした意味において我々四会派が提案した税制の再改革は与野党共同の、全国民的な課題であり、法案に示されている基本原則、基本方針は今後の税制改革の指針を明示したものであると確信する。

六、開かれた公式の協議機関で、消費税廃止の徹底議論を展開

日本社会党は、矛盾と欠陥に満ちた消費税廃止に向けて全力をあげるとともに、不公平税制の徹底的是正など国民の信頼と理解に基づく税制を作り上げ、税制に対する国民の信頼を回復することに全力を傾注する。

今後、消費税問題の決着に向けて協議機関の設置が予定されている。日本社会党は、国会の正式な決定に基づく衆参一体の、国民に開かれた協議機関で、国民の期待に応える議論を展開する決意である。

〔参考資料〕

一九九〇・六・二六（与野党合意）

税制問題等に関する両院合同協議会要綱

一、名　　称

税制問題等に関する両院合同協議会とする。

二、目　　的

税制に関する諸問題等を協議し、提言すること。

三、構　　成

① 両院において各党会派を代表する一七人の協議員によって構成する。

② 協議員の各党会派の割当は次のとおりとする。

自民党四人、社会党四人、公明党三人、共産党二人、民社党二人、連　合一人、進民連一人

③ 協議会に会長一人及び幹事七人を置く。

幹事は自民党二人、社会党二人、公明党一人、共産党一人、民社党一人、

幹事会のオブザーバーを、連合一人、進民連一人とする。

四、運　　営

会長及び幹事の協議によって行う。

五、専門者会議

① 協議会に税制等に関する提言をとりまとめるため、各党会派の専門者から構成する専門者会議を置く。各党会派の割当は次のとおりとする。

自民党三人、社会党三人、公明党二人、共産党一人、民社党一人、連　合一人、進民連一人

専門者会議には、協議会において幹事を選出している各党より各一人オブザーバーとして出席させることができる。

② 専門者には協議員並びに協議員以外の議員を当てることができる。

③ 専門者会議に座長一人を置く。

六、報　　告

協議の経過及び結果を両院の議長に報告するものとする。

七、そ の 他

協議会は会期中であると閉会中であるとを問わず、活動できるものとする。

「育児休業法案」提案理由説明

一九九〇・六・一　参議院社会労働委員会（糸久八重子議員）

ただいま議題となりました「育児休業法案」につきまして、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合を代表いたしまして、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます。

近年、女性の職場進出はめざましく、一九八九年には、雇用されて働く女性の数は、一七四八万人に達し、そのうち有配偶者が約六割を占めるに至っており、今後も乳幼児を持ちながら働く女性の増加が見込まれております。

しかし、働く女性の職場環境を見ますと、出産後も勤続する意思を持ちながら、育児のためにやむなく職場を離れなければならない例が多く見られ、一度離職すると再就職が難しく、また、不利な労働条件を余儀なくされる場合が多い実態にあります。この職業と家庭生活との調和の問題に対処するためには、延長保育、夜間保育、ゼロ歳児保育を行う保育施設の整備充実を図るとともに、育児休業制度を普及させることが不可欠となっております。

ヨーロッパ諸国では、多数の国において、早くから育児休業制度あるいは親休暇制度が立法化され、働く女性の人権と母子福祉・育児についての手厚い配慮がなされております。これに対し、わが国では、現在、公務員である女子教員、看護婦、保母等について、無給の育児休業が制度化されているのみで、極めて対象範囲が限られております。労働省の調査では、昨年の二月時点で、三〇人以上規模の事業所で育児休業を実施している事業所は、わずかに一九・二%にすぎません。しかも、この数字は、現行法に基づく実施事業所を含んでいるものであり、その他の事業所では、さらに低いものとなっております。

一九八五年六月にわが国が批准した国連の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、「子の養育には男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要であることを認識する」と述べております。

また、ＩＬＯも、一九八一年に「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する」条約及び勧告を採択しており、その勧告では「両親のうちのいずれかは、出産休暇の直後の期間内に、雇用を放棄することなく、かつ、雇用から生ずる権利を保護された上、休暇（育児休暇）をとることができるべきである。」とうたっておりますが、現在、これらの理念が世界共通の認識となるに至っております。

しかるに、一九八五年六月、第百二回国会で成立したいわゆる男女雇用機会均等法は、その目的及び基本的理念において「職業生活と家庭生活の調和を図る」ことをうたいつつも、育児休業については、旧法の勤労婦人福

祉法と変わらず、「事業主は、育児休業の実施その他の育児に関する便宜の供与を行うように努めなければならない。」との単なる努力規定にとどまっております。

かかる事情の中で、わが国においても、雇用を継続しながら、一定期間休業し、育児に専念できるように、女子労働者のみならず男子労働者も含めすべての労働者を対象とする所得保障を伴う育児休業制度を早急に法制化する必要があります。

これが、ここに育児休業法案を提出する理由であります。この際、私は特に、一昨年五月に本院の国民生活に関する調査会が議長に提出した報告書においても、「女子労働者のみならず男子労働者を含めたすべての労働者を対象とする育児休業制度の法制化」の必要性が主張されているほか、昨年一二月一四日に提出された人事院の勤務時間問題研究会報告書、さらに今年四月一〇日に提出された労働省の雇用政策研究会緊急報告書等においても、育児休業制度確立の必要性が強調されていることに、委員各位のご注意を促しておきたいと思います。

次に、この法律案の内容について、その概要をご説明申し上げます。

まず第一に、この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的としております。

第二に、使用者は、父又は母である労働者のいずれか一方が、その子が一歳に達するまで養育するための休業を請求したときは、その請求を拒むことができないこととしております。

第三に、育児休業をする労働者には、その期間中、賃金の六割相当額の育児休業手当を支給することとしております。育児休業手当の支給に必要な財源は、すべての労働者、事業主及び国が、それぞれ三分の一ずつ負担することとしております。

第四に、育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止を規定するとともに、使用者は、育児休業をした労働者には、休業終了後、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないものとしております。

なお、この法律は、公務員を含めた全労働者に適用されるものであります。

また、この法律の施行期日は、啓蒙宣伝期間等を考慮して、一九九二年四月一日としておりますが、それまでには整備しておかなければならないものとして、別途すでに提出しております育児休業手当特別会計法案のほか、義務教育事業等の公共部門の事業遂行に支障を生じさせないようにするための関係法律の整備等についても、追ってできるだけ早く提案する予定であることを申し添えておきたいと思います。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重ご審議の上、速やかにご賛同下さいますようお願い申し上げます。

四党共同育児休業法案に関する説明

一九九〇・六・二一（参議院社会労働委員会育児休業制度検討小委員会・糸久八重子委員）

ただいま議題となりました「育児休業法案」につきまして、私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院及び民社党・スポーツ・国民連合の四会派を代表いたしまして、六月一日の本委員会において、ごく簡単に、その内容の概要をご説明申し上げまし

たが、この際、この法律案につきまして、お手もとにお配りしてございます要綱に沿って、やや詳しくご説明申し上げたいと存じます。

なお、この法律案は、昨年一一月に四会派が提出いたしましたものと基本的に同じ内容のものではございますが、一つに、育児休業請求権に関する規定をより明解なものとしたこと、二つに、一歳未満の子が二人以上ある場合には父母ともに育児休業をすることができることとした、いわゆる「双子特例」規定を見送ったこと、三つに、育児休業手当に関する規定について、雇用保険法、労働者災害補償保険法、児童手当法等の類似の法律の規定を参考にして、整理充実したこと、その他、条文の整理や規定の充実を図っておりまして、この点につき、まず、委員各位のご諒解を頂いておきたいと存じます。

さて、この法律案の内容についてでありますが、その第一は、この法律の目的及び適用関係等についてであります。

その一として、この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障するとともに、育児休業をする労働者に対して育児休業手当を支給すること、この二つの制度を設けることにより、労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とすることといたしております。

その二として、この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、それぞれ労働基準法第九条から第十一条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいうこととといたしております。

その三として、この法律は、一月以内の期間を定めて雇用される労働者については適用しないこととといたしております。この法律は、原則として公務員を含む男女全労働者に適用されるものでありますが、後ほど触れますように、労働者が育児休業請求日から一月以内に育児休業をすることは必ずしも保障されていないこと、かつ、掛金負担があることを考慮して講じた措置であります。

第二は、育児休業についてであります。

その一は、育児休業の請求権についてでありますが、父又は母である労働者は、その子が一歳に達する日までの期間を限度として、「共働きであって他の一方が育児休業をする期間」、及び「他の一方が家事専従である期間」、この二つの期間を除く期間について、その子を養育するための休業、すなわち「育児休業」を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないこととといたしております。

ただし、労働者は「他の一方が家事専従等」の場合であっても、その者が病気等やむを得ない事由によりその子を養育することができない期間及び産後八週間・産前六週間、多胎妊娠の場合は一〇週間でございますが、これらの期間については、育児休業を請求することができることといたしております。

要するに、父又は母のいずれか一方は、一歳に満たない子の養育に専念できるように措置いたしておるわけであります。

その二は、育児休業の請求手続等についてでありますが、育児休業の請求は、一の期間を定めてしなければならず、特別の事情があるときを除き、一回に限ること、また、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず育児休業を始めようとする日からさかのぼって一月以内の日に育児休業の請求をした場合には、育児休業の始まる日を育児休業の請求のあった日から一月以内の日で労働者の請求に係る日よりも後の日とすることができることといたしております。

後段は、要するに、労働者に育児休業を権利として認める一方、労働者が育児休業請求権を行使するのに対応して、使用者において必要な労働力の確保その他の処置を講じられるよう、一カ月の調整期間を設けることとしているわけであります。

その三は、育児休業の期間の変更についてでありますが、労働者は、いましがたその一としてご説明いたしましたこの法律における

育児休業の対象期間の範囲内で、育児休業の期間の延長を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないこと、ただし、使用者は、労働者が特別の事情がないにもかかわらず延長されない場合に終期となる日からさかのぼって一月以内の日に延長の請求をした場合には、その請求を拒むことができることといたしております。また、労働者は、育児休業の期間の短縮を請求することができ、使用者はこの請求を拒んではならないこととといたしております。

その四は、育児休業の終了についてでありますが、育児休業は、育児休業中の労働者が産前の休業を始めたとき、若しくは出産したとき、育児をしていた子が死亡したとき、その子を養育しなくなったとき、又は「他の一方が家事専従等」になったときは、当然に終了するものであり、その旨明記することといたしております。

その五は、この法律違反の契約についてでありますが、この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とすること、この場合において、無効となった部分は、この法律に定める基準によることといたしております。

その六は、不利益取扱いの禁止及び原職復帰についてでありますが、使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと、また、使用者は、育児休業を理由として、育児休業の期間中に前段の例外として労働者を配置換した場合には、育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させなければならないこととといたしております。

なお、後段の場合で「育児休業の終了の日の翌日までに、原職又は原職に相当する職に復帰させ」なかったときは、前段の不利益取扱いに当たるものとして処罰されることになっております。

その七は、育児休業の期間についての取扱いについてであります。まず、使用者は、勤続期間に基づいて昇給、退職手当等を算定する定めをする場合において、育児休業をした労働者が業務に復帰したときは、育児休業の期間の少なくとも二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして取り扱わなければならないこと、ただし、年次有給休暇の出勤率の算定に当たっては、この期間は出勤したものとみなすこととといたしております。

さらに、使用者は、育児休業をした労働者が業務に復帰した場合における賃金、配置、昇進等に関する処遇について、同一の事業場における同種の労働者との均衡を失することのないよう適切な配慮を行わなければならないこととといたしております。

その八は、監督関係についてであります。労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律のうち育児休業に関する部分の実施に関する事務をつかさどること、また、労働基準監督官は、この法律のうち育児休業に関する部分の規定に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うこととするとともに、労働基準監督官等に、この法律のうち育児休業に関する部分の実施に必要な範囲内において、報告徴収等及び立入検査の権限を認めることといたしております。

その九は、労働者の申告についてであります。労働者は、使用者にこの法律のうち育児休業に関する部分の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができること、また、使用者は、この申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととといたしております。

なお、船員及び公務員に係る監督等については、船員労務官制度、人事院制度、人事委員会制度等のこれらの者に関する現行制度を基本的に維持することといたしております。

さて、第三は、育児休業手当についてであります。

その一は、育児休業手当の支給要件等につ

いてでありますが、政府は、労働者が第二の一による育児休業をする場合に、その育児休業をする期間について、育児休業手当を支給することといたしております。

その二は、資格の認定についてでありますが、手当の支給を受けようとする者は、労働省令で定めるところにより、その受給資格について、公共職業安定所長の認定を受けなければならないこととといたしております。

その三は、手当の日額及び支給方法等についてであります。手当の日額は、労働基準法第十二条に規定する平均賃金に相当する額、すなわち「賃金日額」の百分の六十に相当する額とし、具体的には労働大臣が定める手当日額表により、一月に一回支給することといたしております。また、労働者が育児休業の期間中に賃金を受ける場合の手当については、その賃金の一日当たりの金額が賃金日額未満であるときは賃金日額からその一日当たり金額を控除した額の百分の六十に相当する額を支給し、その賃金の一日当たりの金額が賃金日額以上であるときは支給しないこととといたしております。

その四は、返還命令等についてであります。不正行為により手当の支給を受けたものがある場合には、政府は、その者に対して、支給した手当の全部又は一部の返還を命ずることができ、また、当該不正行為により支給を受けた手当の額に相当する額以下の金額の納付を命ずることができることといたしております。さらにまた、不正受給の場合において、事業主が偽りの報告をしたためその手当が支給されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、その手当の支給を受けた者と連帯して、手当の返還又は納付をすることを命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができることといたしております。

その五は、費用の負担についてであります。手当の支給に要する費用は、その三分の二に相当する額を労働者及び事業主がそれぞれ半額づつ負担する掛金をもって充て、その三分の一に相当する額を国庫が負担することといたしております。また、国庫は、毎年度、予算の範囲内で、手当に関する事務の執行に要する費用を負担することといたしております。

その六は、掛金の額及び徴収等についてであります。政府は、事業主から掛金を徴収するものとし、事業主は、掛金を納付する義務を負うものとすること、政府が徴収すべき掛金の額は、毎年度、事業主がその雇用する労働者に支払う賃金の総額、すなわち「賃金総額」に、手当の支給に要する費用の予想総額の三分の二を賃金の予想総額で除して得た割合を基準として労働大臣が定める掛金率を乗じて得た額とすることといたしております。

また、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収の具体的な方法については、労働保険の保険料の徴収の例によることといたしております。

その七は、報告の徴収等についてであります。労働大臣又は公共職業安定所長に、この法律のうち育児休業手当に関する部分の実施に必要な範囲内において、報告徴収等及び立入検査の権限を認めることといたしております。

育児休業手当については、以上のほか、未支給の手当の取扱い、手当の支給の制限、手当の受給権の保護、手当に対する公課の禁止、手当支給に係る事情の変更の届出等について、雇用保険法、児童手当法等の類似の法律の規定を参考に規定いたしております。

さて、第四は、罰則についてであります。第二の一に違反して育児休業の請求を拒んだ者、第二の三に違反して育児休業の期間の延長又は短縮の請求を拒んだ者、第二の六又は第二の九に違反して育児休業をしたこと又は労働基準監督官等に申告をしたことを理由として労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをした者等に対し、所要の罰則を設けることといたしております。

そして、第五、その他所要の規定として、この法律の施行期日を「平成四年四月一日」とし、現行の義務教育諸学校等の女子教育職

員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律は廃止することとするほか、関係法律について所要の規定の整備等を行うこととしております。

なお、この法律の施行に要する費用は、国庫負担分としては、平年度約四百四十億円の見込みであります。

また、育児休業手当に関する経理については、別途提案しております「育児休業手当特別会計法」によることといたしております。

以上、育児休業法案につきまして、やや詳しくご説明させて頂きましたが、最後に一言申し添えさせて頂きます。

西欧諸国のように、わが国においても育児休業制度を確立する必要があるということについては、今や国民的なコンセンサスが形成されていると言っても過言ではありません。

ただ今ご説明いたしましたいわゆる四党共同法案は、提出四会派に加え、参議院クラブほかのご賛同を頂き、本院の過半数に近い百二十の賛成者を得ているものでありまして、発議者といたしましては、早期にその可決成立を期待するものでありますが、同時に、いまかいまかと待ち望む全国の労働者の切実な願いに応える意味からも、一刻も早く育児休業の法制化を実現するために、その内容についての他の会派の委員からの積極的、建設的なご意見に耳を傾けたいと存じます。

このような立場から、委員各位におかれては、まず、育児休業の法制化の必要性についてご確認頂くなかで、本法律案に対する積極的、建設的なご意見を頂戴し、そして他の会派の独自の法律案を具体的にお示し頂いて、よりよい法制度を全会一致実現できることとなりますよう、格別のご理解、ご協力をお願いいたしますとともに、小委員長におかれては、是非ともそのように取り計らって頂けますようお願い申し上げまして、私の発言を終わります。

ありがとうございました。

一九九〇・六・七

福島第二原発に関する申し入れ

東京電力福島第二原子力発電所3号機の事故に関する資源エネルギー庁の「調査結果」や東京電力の「報告書」が出され、それに基づく国と東京電力の判断によっては、近日中に運転再開もないとはいえない局面を迎えている。しかしわが国の調査と国会追及の中で、次に列挙するような事実が判明した。ことは大勢の人命にかかわる重大な問題であり、どんなに慎重であっても慎重すぎることはない。従ってこれらの問題に疑念が残されたまま運転再開を認めるようなことのないよう、ここに申し入れるものである。

記

一、ようやく提出された写真によっても、再循環ポンプのケーシングにはかなりの傷がついてしまっている。現地調査においても、深さ五ミリ以上もえぐり取られた傷のあることが明らかになった。しかも軸受リングと羽根車とケーシングとが激しくかみあい、リングも羽根車も大きく破壊され変形されていることから推察されるように、ケーシングには金属疲労が進んでしまった恐れすらある。このポンプのケーシングが破損することになれば、冷却材喪失事故になるだけに、ケーシングも当然に安全審査の対象とすべきであり、このような欠陥を生じたケーシングを使用したままで運転を再開することは余りにも無謀である。

二、ポンプの振動計が振り切れてしまい、振

幅がわからないほどの大きな振動を発生させたまま、長時間運転しつづけたために、再循環系配管の応力が集中する部分にも金属疲労の発生している恐れが大きい。ここの破損も冷却材喪失事故に直結するだけに、再循環系の配管を取り替えないで運転再開するのは危険である。

三、水中軸受リングは溶接方法を変えて強度を増しても、固有振動数を変えないかぎり、定格運転（一一〇万kW）に近いところでたえずポンプの脈動と共振（共鳴）して、リングのみならず軸受の各部やボルトなどに異常な力が常時加わることとなるので、十分な改善策とはなりえない。また溶接に伴って生ずる溶接部周辺の強度低下も無視できない。

四、羽根車（羽根車リングやジャーナルを含む回転体）と、水中軸受リングと、ケーシングとは、東電も認めているように、全く硬度が同じステンレス鋼である。にもかかわらず、三者のかじりあいによって、羽根車が二八キログラムも摩耗しているのに、水中軸受リングは三・三キログラム摩耗したにすぎないことになっており、ケーシングにいたっては摩耗が全く無視されてしまっている。別な何かの硬い金具でも入っていたのか、それとも水中軸受リングやケーシングからも、それぞれ二八キログラム程度が摩耗して金属片や金属粉となって原子炉内等に入っている恐れがある。したがって炉内や残留熱除去系等に入った金属の量は、報告されている三〇～三三キログラムよりもはるかに多かった可能性がある。

五、原子炉圧力容器、系統配管・機器等の「洗浄・回収作業による」「回収量評価」では、一八～二〇キログラム程度と評価されていて正確な計量はできていない。まして「原子炉冷却材浄化系濾過脱塩器等」については、「八～一一キログラム程度の金属粉等が補足されたと評価される」としているが、濾過材（粒状のイオン交換樹脂）を水と一緒に貯蔵タンクに送るときにごく一部をサンプリング調査しているに過ぎず、とうてい正確な数字とはいえない。燃料集合体中の残存量二～二・五キロも不正確な推定値にすぎない。「微小金属片」については、予備的な調査で一八六個、一一〇グラムを炉内等で回収しているのに、その後の「洗浄・回収作業」によっては「回収金属粉等」のなかにどのような金属片がどの程度入っていたかは明らかにされていない。粒径一・〇ミリメートル以上の「金属粉等」が二パーセント（重量）あったとしか報告されておらず、それ以上の解明はなされていない。

六、洗浄後の機器内等に残存する金属粉等の「分布状況調査」では、粒径の大きな金属粉等は見当らなかったとされているが、水中真空汲み取り器による、たった一七四点のサンプリング調査にすぎない。高圧系のために配管はフランジで接続する個所をできるだけ少なくし、溶接で長くつないでいるだけに、金属片があってもサンプリングできないところが無数にある。熱交換器の多数のチューブ内等もサンプリングされていない。水中テレビカメラなどによる「目視観察」でも、あらゆる場所の金属片をとらえるのは不可能である。制御棒の駆動や燃料棒にとって危険な金属片が残っていないという保証はまったくない。

七、再循環ポンプを停止して強制循環がなくなった場合に、原子炉を自然対流だけにたよって稼働していると、気泡の発生状態が非常に不安定になり、出力発振が生じて反応度事故に進展しかねない。従って再循環ポンプを停止した場合は、プラントを停止するのが当然である。現に中国電力はそのようにマニュアルを改正しているが、東京電力はそのようには改正していない。

八、この事故の一カ月前（一九八八年一二月三日）の同原発の「自動停止の原因」について、再循環系流量の脈動は常時最大一・五パーセント程度であり、何万年かに一度の確率でAB両ポンプの二系統の山が重なって三パーセント程度になったことによっ

て、中性子量が通常時の一八パーセントも増して、原子炉が自動停止したものと説明されている。その「対策」として「このため、再循環流量の変動を抑制するための対策を講ずることとし、あわせて運転パラメータの監視を強化することとしました」と書いている。ところが提出された八九年一月はじめの再循環流量の記録をみると、脈動はA、Bそれぞれ最大三～四パーセントもあり、しかもそれがしょっちゅう重なっているところをみると、説明されてきた「原因と対策」には重大な誤りか嘘がある。これら一連の事故の原因は、改めて根本的に究明されなくてはならない。

九、通産省は原子力発電技術顧問会の中に、この原発の「調査特別委員会」を設置して審議・調査してきたが、その責任者はかつて再循環ポンプの安全性に関する実験に関与した人であるばかりか、「調査特別委員会」の審議結果や報告書は公表されず、秘密のヴェールにおおわれたままである。これを公表すると共に、「航空機事故調査委員会設置法」にもとずく「事故調査委員会」のような、関連業者の役員や使用人や事故原因に関係する人を含まない、国会の両院が同意する第三者で構成した「事故調査委員会」を設置して、客観的で十分な調査を実施することが必要である。

以上の諸問題がきちんと解決されず、当該町民はもとより、隣接市町村民にも県民にも、さらに国会審議においても、疑念が残されたままで福島第二原発3号機の運転再開を許可することのないよう、強く申し入れるものである。

一九九〇年六月七日

内閣総理大臣
海部俊樹殿
科学技術庁長官
大島友治殿
通商産業大臣
武藤嘉文殿

日本社会党
委員長 土井たか子
日本社会党科学技術部会
部会長 野坂浩賢
日本社会党科学技術政策委員会
委員長 辻一彦
日本社会党福島原発事故調査団
団長 小沢克介

一九九〇・六・八

申し入れ

盧泰愚・韓国大統領の来日に際して、海部首相は、「過去の一時期、朝鮮半島の方々が、我が国の行為により耐えがたい苦しみと悲しみを体験されたことを謙虚に反省し、率直におわびの気持ちを述べたい」と、謝意を表明した。

しかし、問題は、海部首相が表明した謝罪の精神や中味を今後いかにして、日本の政治・行政・教育の中で、具体的に実践していくかが問われている。

言うまでもなく、一九八二年に、文部省の不当な教科書検定に対して、中国、韓国などをはじめとするアジア諸国から、強い批判がまきおこり、大きな国際問題に発展したことは、記憶に新しいところである。

戦後四五年をへた今日、なおも中国・韓国

をはじめとする、アジア諸国から、日本の軍事侵略、戦争責任への追及の声が続いている根本原因は、これまで日本政府が公式に朝鮮に対する植民地支配と、中国やアジアにおける侵略戦争に対して、明確な事実の認定と、侵略に対する謝罪を行ってこなかったという、無責任な対応にあることは明らかである。

この背景には、自民党や財界が、かつての侵略戦争と植民地支配に対して、反省を行うことなく、常に歴史の事実を隠蔽し、侵略戦争を賛美すらしかねないという根本的事情が存在している。戦争犯罪人に対して厳しい追及を行い、また自国の誤った歴史を厳しく反省し、ポーランドと歴史教科書を共同で作成しつつある西ドイツと比べて、あまりにもその違いは、大きい。「過去に目を閉じる者は、現在に対しても盲目だ」とのワイゼッカーの言葉を、今こそ胸に刻む必要がある。平和と民主主義、人権尊重の新たな段階へ入った国際社会で積極的な役割を果たすためにも、また、アジアの隣国との、真の友好関係の確立のためにも、今こそ、近代日本の軍事侵略の歴史の真実と、その侵略によって、ひきおこされた莫大な被害の実態が、末長く、学校や社会において、教えつがれていくことこそ、最も必要なことといえる。

現に、東南アジア諸国の教科書では、日本の軍事侵略と、その被害の実態がきわめて、具体的に克明にかかれており、第二次世界大戦についても、日本の教科書より、はるかにくわしく書かれているものが多いのである。

日本政府がなすべきことは、謝罪を表明することだけではない。過去の歴史を隠すことなく、真実の歴史を国民に正確に理解してもらうため、教育や研究に対する不当な統制をやめるとともに、民間レベルの歴史研究の交流などの条件を整備していかねばならない。

わが党は、この立場から、左記について申し入れる。

記

一、現行の教科書の、日本による朝鮮や中国・東南アジア諸国に対する軍事侵略の記述は、きわめて、不充分・不適切なものもあり、量的にも少なく、歴史を説明するには、あまりにも不十分である。この現状をまねいた大きな原因は、これまでの長年にわたる文部省の不当な検定によって、歴史の真実が削除されたり歪められてきたことにある。文部省は、このような不当な「教科書検定制度」を廃止し、学問研究の成果にのっとって、教科書作りができる環境作りをすすめることなどを含め、日本の教科書に、質・量ともに充実した過去の歴史が記されるよう、努力すべきである。

東南アジア諸国の歴史研究者など民間レベルの交流を活発にするよう、条件の整備を行うべきである。また、今日なお明らかにされていない十五年戦争の埋もれた事実の発掘のために、調査や研究をうながすべきである。

一、言うまでもなく、近代日本の歴史において、日本が軍事侵略を行い、多大の損害を与えたのは、韓国だけではない。

今回、海部首相が行った謝罪表明を中心とする対応を、中国、朝鮮民主主義人民共和国、東南アジア諸国に対して、いつ、どのような機会に、どのような方法で、行うのか、明らかにされたい。

また、文部省は教育課程講習会で、朝鮮半島と日本の過去の関係をめぐる歴史を学校で取り上げるよう要請したが、朝鮮半島と同様に日本の侵略をうけた中国や東南アジア諸国との関係をめぐる歴史についても学校で取り上げられるのが当然であるが、この点どのように対処するのか、明らかにされたい。

一九九〇年六月八日

日本社会党中央執行委員長

土井　たか子

総理大臣

海部　俊樹　殿

一九九〇・六・二二

談話

日本社会党政策審議会
会長　伊藤　茂

一、本日、政府税調土地税制小委員会は、「土地税制の見直しに当たって」――これまでの審議の論点と整理――と称する文字通り、出されている意見を整理しただけの小委員会中間報告を発表した。

土地問題を審議するに際しては、今日の異常な土地問題の原因をまず的確に把握する必要があり、そうした意味において、報告の「土地は、公共投資や経済活動の集積などの外部要因によりその価値が上昇することから……」という認識は、出発からして問題が多い。すなわち、法人の財テク、土地投機と地価急騰の関係、政府自らの仮需要の喚起（オフィス床過大見積等）などの視点が完全に欠落している。

二、また一方において、そうした投機熱によって庶民の税負担（固定資産税・相続税）が耐えられないものとなっているにもかかわらず、その救済策の確立が急務であるという認識も稀薄である。

土地税制は確かに土地政策の一環であり、手段の一つである。しかし、今日においては土地対策の要となるものである。そうした意味において使用、収益、処分の各段階に応じて保有や譲渡等に対する的確な課税が求められる。とくに、投機に対するペナルティーとともに、地価高騰に責任のない勤労国民の負担軽減策の確立、利用中心の土地政策の確立への誘導税制が必要と考える。

社会党においても、提案した税制再開各基本法の視点に基づき、プロジェクトを発足させ、早急に検討作業をすすめ、具体的な提言をしていきたい。

一九九〇・六・二六

自然環境保全及び林業・林産業・国有林野事業の活性化に関する決議

参議院農林水産委員会

近年、森林・緑資源が世界で急速に減少しつつあり、将来において地球規模で環境への悪影響が憂慮され、森林資源の維持・造成は人類生存のため重要な課題となっている。

我が国においても林産物の安定的供給はもとより、緑の維持・培養、水資源の確保、大気の浄化、保健休養、国土保全等森林の有する公益的機能の維持増進に対する国民の要請が急速に高まっている。

しかるに我が国の森林・林業は木材価格の低迷、外材輸入の増加、林業諸経費の増高、加えて山村の過疎化、林業労働力の減少、森林づくりへの意欲の低下等により、健全な森林の育成に欠かせない間伐・保育の遅れなど、

その生産活動が停滞し、自然環境保全、水資源の確保をはじめ森林の有する多面的機能の高度発揮に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

森林・林業の中で重要な役割を果たしている国有林野事業は、長期にわたり林産物の計画的・持続的供給、公益的機能の発揮、農山村地域経済振興への寄与等大きな使命を果たしてきたが、近年、財務事情が悪化し、森林資源の有効な活用及び自然環境保全に影響を及ぼすことが懸念され、その改善の方策を講ずることが急務となっている。

よって政府は、地球規模での自然環境保全、緑豊かな国づくり及び均衡ある国土の発展のため来るべき国産材時代を展望して、木材の需要の拡大、林業労働力の確保、木材産業の活性化、間伐・保育の促進、林道網の整備、機械化の促進等による生産性の向上、国民参加による森林整備の推進等による森林・林業・林産業の健全な育成を図るとともに、国有林の機能を十全に発揮するため、自助努力の徹底、累積債務対策、所要の財政措置等国有林野事業の健全性を確立するために早急な対策を講じて真に国民の山にふさわしい積極的な施策を推進し、併せて世界的森林資源の維持・造成について国際協力の一層の拡充を図るべきである。

右決議する。

＊提　案　自、社、公、連、民、参、税の各派共同提案
＊賛　成　全会派（自、社、公、共、連、参、税）
＊代表発議　村沢　牧（社）

一九九〇・六・二七

一九九〇年産生産者米価等に関する申し入れ

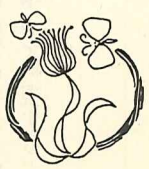

いま、米をめぐる情勢は、ガットの農業交渉のなかで市場開放を要求されており、その交渉も最後の重要な段階にさしかかっている。また、国内では、自主流通米の価格形成の場が今秋から発足させるということで、政府は準備をすすめているなど、大きな転換をせまられてきている。しかも、政府はことしの生産者米価についてはあらかじめ引き下げの方向をかためて米価審議会に臨もうとしている。すでに、政府買入価格は二度の引き下げによって生産費を下回る状態になり、売買価格が順ザヤになったことから、政府米の集荷が困難になり、自由米の発生などによって流通が混乱するという事態をまねいている。このうえ、政府買入価格の引き下げをおこなえば、食管制度によるコメの管理そのものが崩壊しかねない。

よって、わが党は、主食であるコメを国が責任を持って国民に供給できるよう、左記事項の実現を強く要求する。

記

一、一九九〇年産生産者米価は、生産諸資材の値上がりや土地改良費の多額の返済等の農業経営の実情を考慮し、かつ、「生産費および所得補償方式」によって算定して、農民の所得を補償し、再生産を確保できるよう決定すること。新米価算定方式の導入などによって生産費を無視した引き下げはおこなわないこと。

二、国民の主要食糧を安定的に確保するとともに、日本農業と農家経営を守り、国土と

環境の保全・地域経済を維持するため、コメの市場開放は絶対におこなわないこと。

三、「正米市場の復活につながり、実質的に部分管理となる」自主流通米の価格形成の場は、産地間競争を激化させ、卸売業者の寡占化をまねくなど、食管制度のなし崩し改廃となるばかりでなく、運営内容も不明確な状態で今秋から無理矢理スタートさせるのでは、生産、消費に大きな混乱をひきおこすことになるので、当面、今秋からの「価格形成の場」のスタートは延期し、国会などで十分な論議をつくすこと。また、政府は、国民の主要食糧を安定的に供給するため、政府米を流通量の五〇%以上を確保すること。

四、コメの消費拡大をはかるための諸施策を実施すること。とくに良質米生産、流通に大きな役割を果たしている現行自主流通助成は維持すること。また、飼料、純米酒、アルコール化などの多用途利用を実現するため多収穫品種の開発をはかるとともに、備蓄制度を確立し、減反政策は見直すこと。

五、農業経営および農産物価格の安定をはかるため、農業機械、肥料、農薬などの農業生産資材の値下げをおこなうよう各メーカーに対する行政指導をおこなうこと。また、土地改良などの農家負担をはじめ累積負債の軽減をはかるため、抜本的施策を早急に確立すること。

一九九〇年六月二七日

日本社会党中央本部
委員長　土井たか子
米の市場開放阻止・米価闘争本部
本部長　田辺　誠

農林水産大臣
山本富雄　殿

一九九〇・七・三

平成二年産生産者米価等に関する申し入れ

平成二年生産者米価等の決定にあたり、政府は、稲作経営の実態を無視し、しかも、新たな算定方式のもとで生産者米価の大幅な引き下げをはかろうとしている。

いま、稲作農家のなかで一番苦しんでいるのは中核的農家であり、生産者米価の引き下げは直接そうした農家の経営を圧迫することになる。これでは規模拡大どころか、逆に中核的農家が稲作経営を放棄するという事態をまねきかねない。とくに、米はわが国農業・食糧の基本をなす重要な作物であり、稲作経営の危機は、国民の主食の安定供給や国土保全に支障をきたすばかりか、農業の崩壊をまねき、地域経済にもおおきな打撃をあたえることになる。

よって、政府は本年産生産者米価等の決定にあたっては、農業の再建と食糧の安定確保をはかる見地から、わが国農業の将来に対する展望を明確にし、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

記

一、平成二年産生産者米価は「生産費および所得補償方式」によって算定し、すくなくとも現行水準を確保すること。

二、コメはわが国の農業・食糧の基本をなす重要作物であり、その安定確保のために自給体制を維持すること。

三、農業経営および農産物価格の安定をはかるため、農業機械、肥料、農薬などの農業生産資材の値下げをおこなうよう各メーカーに対する行政指導をおこなうこと。また、土地改良などの農家負担をはじめ累積負債の軽減をはかるため、抜本的施策を早急に確立すること。

四、コメの消費拡大をはかるため諸施策を実施するとともに、飼料、純米酒、アルコール化などの多用途利用を実現するため多収穫品種の開発をはかること。また、備蓄制度を確立し、減反政策は見なおすこと。

五、政府は、国民に主要食糧を安定的に供給するため、食管制度の根幹を守るとともに、主要食糧については責任を持って管理すること。

一九九〇年七月三日

日本社会党
公明党
民社党
社会民主連合

内閣総理大臣
海部俊樹　殿

一九九〇・六・二七

日米構造協議最終報告に関する談話

日本社会党政策審議会
会長　伊藤　茂

一、本日、日米構造協議の最終報告がとりまとめられた。世界のGNPの約四〇%を占める日米両国経済の今後のあり様は、世界にとっても大きな影響を与えるものである。その意味で、構造協議についての一応の合意を見たことは、評価するが、多くの問題を残している。

とくにわが国にとっては、協議の課題の多くが二一世紀に向けた真の豊かさ実現のために自主的に解決を迫られているものであり、生産重視の社会から生産優先の社会へ向けて誠実な実行が求められている。同時に、アメリカが一方的対日要求の姿勢だけでなく、積極的軍縮による「双子の赤字」の解消や産業の競争力回復のためのアメリカ自身の諸施策を推進することが不可欠であり、アメリカの誠実な実行を求めたい。

一、焦点となった公共投資について、四百三十兆円での決着を見た。しかし、日本の公共投資の拡大が貿易黒字の縮小に直結するという見方は短絡している。また、問題は額の上積みだけではなく、二一世紀に向けた福祉型社会づくりの視点で公共投資のあり方を全面的に見直す時期である。インフレを抑制しつつ、著しく立ち遅れている下水道や住宅、公園・緑地などの生活に密着した社会資本はもとより、環境、福祉などの新しい公共財の整備に向けたシステムの改革と併せて進められねばならない。その際、税制を含めた土地制度の抜本的改革が前提となることは言うまでもない。

一、特許制度については、審査期間の短縮は

当然のことであるが、アメリカが発明主義で日本やヨーロッパが出願主義であるという相違の調整も求められている。社会党は、独禁法について報告では不十分であり、課徴金、刑事罰等について改正案を次期通常国会提出に向けて作業中である。また、大店法問題については、審理期間の短縮で全て解決するものではなく、街づくりの観点からの法制化を検討中である。

一、最終報告の実行を点検する機関の設置については、協議が相互の信頼関係に基づく原則からみて極めて問題が多く、設置すべきではない。どうしても設置するというのであれば、双務的なものとして設置すべきである。

一、最後に、今回の日米構造協議が日米間の経済のインバランス是正と公正なルールの実現がその背景にあったことを確認し、わが国が公正で、世界に開かれた社会の実現と、日米ともに自由貿易体制を守るために、努力を重ねるべきことを強調したい。

一九九〇・七・四

要望書

私たちは、二〇〇〇年に向けての、国連婦人の地位向上戦略に沿って、政府が婦人の地位向上のための国の機関（ナショナル・マシーナリー）の強化の措置をとることを求め、次のことを実行されるよう強く要望いたします。

一、労働省婦人局長のポストに、広く各界の人材から女性の登用を求めます

労働省婦人局は、婦人の地位向上及び婦人問題の連絡調整という、労働省の一般行政の分野（雇用、労働）を超える任務を帯びた局であります。

このため設立当初から、婦人局長をはじめ中央、地方の責任者には格別の識見と熱意を有する女性を配し、各界の支持を得つつその任務に当たってきたものと考えております。

ところが、この度この婦人局長のポストに男性の官僚が予定されていることは、誠に遺憾であります。

わが国における婦人の地位の現状、男女平等の達成状況は、まだ国際的に見ても先進的な水準からほど遠いものがあります。今後とも女性自身が主力となって邁進すべき時に、このかなめのポストに早くも男性を任用されることに強く抗議します。婦人局長のポストには、労働省内に限らず、民間を含む各界に広く人材を求め、女性を登用されるよう強く求めます。

二、婦人の地位向上のための国の機関（ナショナル マシーナリー）の強化のため

婦人問題担当の国務大臣（女性）を新設し、婦人問題企画推進本部、婦人問題有識者会議、婦人問題担当室に法的根拠を与えることを求めます。

一九七五年、国際婦人年にあたって、当時の三木内閣は、国際的決定事項を国内施策にとり入れるため、各省にまたがる婦人問題企画推進本部を設置し、あわせて婦人問題企画推進会議（有識者会議）を設け、両者の事務局として婦人問題担当室を総理府に設けました。

この本部は、首相を本部長、内閣官房長官を副本部長、各省事務次官を本部員とするも

のでありますが、次の点に重大な欠陥があり、長らく女性国会議員から強化是正を要求されてきたところであります。

欠陥(1)　本部長以下全員が事実上男性によって構成され、婦人問題企画推進を任務としながら、正規のメンバーに女性が確保されないこと。

欠陥(2)　婦人問題企画推進本部、婦人問題有識者会議、婦人問題担当室のいずれも法的根拠をもたないため臨時的、脆弱な実態を免れないこと。

従って、私たちは、この際諸外国に見られるように婦人問題担当の国務大臣（女性）を設置し、閣議及び婦人問題企画推進本部の中に常時女性の意見の反映を保障することを求めます。

一九九〇年七月四日

衆議院議員（五十音順）

伊東秀子　宇都宮真由美　大野由利子　岡崎トミ子　岡崎宏美　菅野悦子　鈴木喜久子　土井たか子　外口玉子　長谷百合子　藤田スミ　吉田和子

参議院議員（五十音順）

糸久八重子　乾晴美　大渕絹子　小笠原貞子　粕谷照美　刈田貞子　紀平悌子　沓脱タケ子　日下部きよ子　久保田真苗　笹野貞子　篠崎年子　清水澄子　高崎裕子　竹村泰子　千葉景子　堂本暁子　中西珠子　西岡瑠璃子　林紀子　肥田美代子　広中和歌子　前畑幸子　三重野栄子　三石久江　森暢子　山中郁子　吉川春子

内閣総理大臣・
婦人問題企画推進本部長
海部俊樹　殿

内閣官房長官
坂本三十次　殿

労働大臣
塚原俊平　殿

婦人問題有識者会議座長
高橋展子　殿

編集後記

★アメリカのヒューストンで開かれた第一六回のサミット（先進国首脳会議）は、正に歴史的なサミットとなった。激動の東欧・ソ連の動きに対応し、それらの国々への経済援助・協力をすすめるとともに、民主主義と人権、核拡散の防止や環境保護など、世界の相互依存、共生という新しい枠組み作りに向けて宣言したことは高く評価されなければならない。サミットに先立つＮＡＴＯ首脳会議のロンドン宣言は、「冷戦時代には敵対国だった東側の国々と接触し、友情の手を差し伸べねばならない」と述べるとともに、ワルシャワ条約機構との相互不可侵を呼びかけたのである。また、ウエルナー事務総長は「ＮＡＴＯは対決から協調への道を歩んでいる。われわれはソ連及び東欧諸国を潜在的な友人、パートナーと見ている」と語っている。▼これを受けたヒューストンサミット政治宣言からは「ソ連の脅威」は消え、「東欧・ソ連への支援」が主要テーマになった。一年前の今頃、一体だれがこの事態に思い至ったことだろうか。政治宣言は、今世紀最後の十年が「民主主義の十年」であると述べている。人類共生の輝かしい二一世紀を迎えることへの希望がふくらんできた。

★だが、当然とは言え、海部総理の対応には正直失望させられた。ことさらアジア地域での緊張緩和が進んでいないことを強調したのは時代認識の欠如をさらけ出したものである。ＮＡＴＯが相互不可侵を提唱する今日、いつまで防衛費を突出させようというのだろうか。とても正気とは思えない。また、経済宣言にアメリカに頼んで「北方領土」問題を盛り込ませた。これでは政府の「政経不可分論」を経済力を背景に世界に認知させようとするものであり、賢明なやり方とは言えない。▼海部総理と立場は違うが、頑迷さでは同様の人々もいる。「まさに世界の諸大陸にわたる新たな干渉と介入の宣言」と、日本共産党の談話は語っている。同時期に日ソの共産党大会が開かれたが、異論の出ないこちらの国の大会の異様さが際立つばかりだ。東欧の情勢は、スターリン・ブレジネフ型の覇権主義の社会主義の破綻を意味するのであって、日本の共産党とは無関係だと言う。しかし、ソ連・東欧では社会主義の対外関係面だけではなく、国内の制度自体が問われており、それは、共産党の在り方と不離一体のものである。ソ連と日本の共産党でどちらが民主化が進んでいるのか、国民はジッと見ている。（Ｗ）

政策資料編集委員会

委員長　伊藤　茂
編集委員　松前仰　穐山篤
温井寛　五十嵐広三
佐藤敬治　田中恒利
水田稔　村山富市
浜本万三　福間知之
矢田部理　川那辺博
押田三郎　佐間田勝美
浜谷淳
兼事務局長　渡辺博
会計監査　佐藤敬治　粕谷照美

「政策資料」購読料のお知らせ

定価　一部　三〇〇円
送料　一部　五一円
年間購読料　四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替　東京8－80821
又は
大和銀行　衆議院支店
普通　2038888
日本社会党政策審議会

一九九〇年八月一日発行　政策資料第二八七号　毎月一回一日発行　一九七五年一〇月九日第三種郵便物認可

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

August 1990　　No. 287

Foreword ; Hiroshi NUKUI, Executive Member Responsible for Policy

Special Issue ; Security Problem of Japan

Presentation to Prime Minister KAIFU Regarding the Houston Summit Meeting

Comment on the Conclusions of the Houston Summit Meeting

Comment on the 30th Anniversaty of the Revision of the Japan-US Security Treaty

Urgent Presentation to the Government on the Radical Reexamination of Security Policy of Japan

Investigation Report Concerning the Damages of Ultra-Low-Altitude Flight of the US Military Aircrafts Stationed in Japan

Documents ;

JSP's Opinion on the Reform of the Election System Declared at the 8 th Election System Research Council

Presentaion to the Government Concerning the Producers' Rice Price for 1990 Fiscal Year

Comment on the Final Report of the Japan-US Structural Impediments Initiative Talks

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY
First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone (03) 581-5111 Ext. 3886～7 Fax (03) 502-5857

政策資料 8 月号

編集人　政策資料編集委員会
発行人　伊藤　茂
発　行　日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館
電話　東京03(581)5111内線3886～7
FAX　東京03(502)5857

定価 300 円　（送料51円）